

建議回答書

平成 26 年 4 月 24 日

高知市

26 農水 第 71 号

平成 26 年 4 月 24 日

高知市農業委員会

会長 門 田 博 文 様

高知市長 岡 崎 誠 也

平成 26 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議（回答）

平成 25 年 10 月 21 日付け建議においては、農業振興の施策、地場産品活用と食育体験学習の推進、有害鳥獣の駆除及び被害防除対策、農業用水の確保・排水対策、中山間地域の農業振興等について、貴重なご提言をいただき誠にありがとうございました。

農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題を行政に反映いただく農家の代表者として、日頃からご尽力されておりますことに深く感謝を申し上げます。

国においては、昨年 12 月に今後の農林水産行政の指針となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることなどを目標として掲げ、農業を足腰の強い産業としていく産業政策と、多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を両輪として、政府を挙げて「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現を目指すこととし、「農地中間管理機構」や「日本型直接支払制度」の創設、「経営所得安定対策」と「コメの生産調整」の見直しなどが行われました。

一方、本市においては、それぞれの地域において土地利用形態に応じた様々な農業が展開されており、これまでに土地改良事業や構造改善事業、農業・農村振興に関する対策事業を導入

し、農業振興を図ってまいりましたが、農業者の高齢化・担い手不足、耕作放棄地の増加や燃油価格の高騰による農業経営の圧迫など、農業情勢は厳しい状況にあります。

このようなことから、地域農業の課題解決に向けては、農業の基盤整備や集落営農組織の育成、環境保全型農業の推進、6次産業化を目指す農業者等への支援など地域の特色を生かした施策を推進するとともに、今後とも国の動向を注視しながら、本市で活用できる国の制度は可能な限り活用し、本市の実態にあった持続可能な農業の実現を図ってまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願いいたします。

以下、建議の各事項につきまして回答いたします。

追伸

建議の回答に際し、建議文と回答文の整合性を図るため、貴委員会からいただきました建議文章に、便宜、丸数字や下線を付させていただきました。ご了承ください。

建 議 事 項

1 農業振興の施策について

農家の高齢化や耕作放棄地の増加，農作物価格の低迷と熾烈な産地間競争，燃油や農業生産資材の高騰などの状況の中，さらに国は国内農業への悪影響が懸念されるTPPへの交渉に参加し協議を進めています。

また，国は農業・農村全体の所得を倍増することなどを目的とし「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等のいくつかの重要な施策を掲げました。国が示している新たな農業施策への対応は怠ることはできませんし，私たち農業者としても国の動向を注視していかなければなりません。

高知市の農業構造にも大きな変化が見られ，この10年間（平成12年～22年）で，販売農家が3割弱減少しています。

このように農業を取り巻く環境は厳しく，高知市は平成22年度から5年間を計画期間とする「第11次高知市農業基本計画」に基づき農業振興施策を推進するとともに，「人・農地プラン」の策定を進めており，平成25年度を目途に市内各地域において同プランが策定される予定です。今後は同プランに位置づけられる「地域の中心となる経営体や，それ以外の経営体」への支援策を打ち出すことが地域農業の維持発展に欠かせません。

しかし，これら経営体に対する国の支援策は，新規就農や土地利用型農業を念頭においたものが多く，園芸農業が盛んで小規模農家が多い高知市に適した対策が少ないことから，①国の施策の隙間を埋める高知市独自の農業施策（市単事業）の創設拡充に取り組んでください。

また，平成26年度は2011高知市総合計画のもと高知市農業基本計画の見直し作業に取りかかると伺っておりますが②「人・農地プラン」に位置づけられた担い手等の育成や農地の有効利用，地域が求める農業のあり方などが実現できるよう中長期の視点に立った支援施策を新計画に反映させてください。

(回 答)

①昨年策定された国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては，農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と，農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための地域政策を車の両輪として推進することとし，「農地中間管理機構の創設」，「経営所得安定対策の見直し」，「水田フル活用と

米政策の見直し」、「日本型直接支払制度の創設」の4つの改革を進めることで、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる目標を掲げています。

一方、本市では、「第11次高知市農業基本計画」に基づき、地域の特性を活かした農業の振興を図るため、園芸農業や環境保全型農業の推進、集落営農組織の育成など取組を進めてまいりました。

その主なものとしまして、農業者の初期投資を軽減する「園芸農業レンタルハウス整備事業」、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援対策事業」、農業機械の導入を支援する「集落営農拠点ビジネス支援事業」など、一農業者から生産組合まで、地域と農業経営者の実態に応じた施策を国・県の事業を活用して行ってまいりました。また、小規模事業者への市単独事業として、3人以上の農業者で構成される生産組合に対し、共同利用施設や機械の導入による経営の安定・強化を図る「高知市営農支援事業」を実施しております。今後におきましても、国の農業施策の動向を注視し、国・県の事業を可能な限り活用しながら、園芸農業の推進や小規模農家対策など本市独自の施策も引き続き検討してまいります。

②また、平成24・25年度においては、農業委員の皆様方にもご協力をいただきながら各地域において話し合いを重ね、「人・農地プラン」を市内32地区で策定いたしました。この「人・農地プラン」では、各地域の農業の現状と課題、今後の取り組みなどが示されており、この内容については「第12次高知市農業基本計画」に可能な限り反映してまいりたいと考えます。

2 地場産品活用と食育体験学習の推進について

高知市の学校給食における地域食材の使用割合については、平成24年度に平成25年度末の目標を前倒しで達成されたことに敬意を表するとともに、今後においても①目標を上回る成果の実現に向けた取組をお願いします。

一方、自由献立の日については統一献立と異なる事情などから地域食材使用率が低い傾向にありますが、高知市の各地域には地理的条件や土地利用形態に合わせた様々な農作物が栽培されており、それら地域食材を利用することは、子供達にとって地域を知るうえで優れた教材となります。②地元JAや農業者等との連携を深め、さらなる使用率向上に努めるとともに、地域食材の生産現場への現地学習を併せて行う等、食と体験を通じた地域農業を知る機会を増やしてください。

また、本年度からモデル的に取り組みを行う学校給食用食材生産支援事業については、その成果を検証し、改善を図って、学校給食用食材生産者組織の育成の為、恒久的な③支援制度の確立を目指してください。

(回 答)

①本市の学校給食における地産地消の推進につきましては、使用割合目標を重量ベースで、平成 25 年度末に 62.6%以上と掲げ、平成 25 年 6 月調査時の使用割合は 63.4%に達し、目標値としては一定達成をしております。

今後も、献立作成者となる栄養教諭・学校栄養職員に対し、使用食材の情報提供を行うとともに、生産と納品体制について関係団体との協議を重ねながら、地産地消の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

②また、地域食材活用の取り組みでは、初月地区で生産された食材を JA 高知市、生産者の方との協議を進めながら使用しており、こういった取り組みを他地区へも拡大していきたいと考えております。

食育体験学習では、各小学校において、生産者の方からの指導を受けながら、米やきゅうり、大根、ジャガイモ、さつまいも、オクラ、大豆等の栽培体験に取り組んでおり、地域農業を知る機会の取り組みとして、この栽培体験を更に拡大していきたいと考えております。

③最後に、平成 25 年度に創設いたしました学校給食用食材生産支援事業につきましては、地産地消を推進するとともに農家所得の向上を図ることを目的として、給食食材として利用が多く、出荷時期を一定調整可能な作物を検討し、平成 25 年度は JA 高知市東部露地野菜組合の 3 戸の農家が水田後作にてジャガイモを栽培し、241 kgを学校給食に納入いたしました。今後は、事業効果等について農家や関係機関と検証を行ってまいります。

また、本市の水田活用による新たな取り組みとして、国の経営所得安定対策を活用し、二毛作で学校給食用食材のジャガイモ・大根等を生産、出荷した農業者に対して支援を行うこととしております。

これらの取組を通じて、地場産品の生産振興と併せて関係機関と連携のもと生産者組織の育成にも努めてまいります。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年高知市のみならず、全国的にも有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。高知市では市内の被害調査を実施していますので、地区ごとの調査結果を明らかにし、経年変化を示したうえで、考えられる課題等を早急に整理し、猟友会等との連携を密にして、①実効性のある被害対策を講じてください。

また、高齢化や狩猟免許取得時及び更新に多額の個人負担費用がかかることから、狩猟免許保持者が減少しているのが現状です。平成 25 年度から有害鳥獣の捕獲実績のある者を対象として、狩猟者としての資格を維持す

るための経費の一部（狩猟者登録手数料 1,800 円/猟具種 の 1/2）を補助する制度を新たに創設し支援を行っていただいておりますが、②他の経費に対してもさらなる支援を行ってください。

有害鳥獣捕獲報償金制度について、平成 25 年度からサルを新たに対象鳥獣に加えていただきましたが、最近、土佐山地域ではシカの姿が見られる状況になっており、大変懸念しています。高知市は他市に比べて、報償金額が少なく、国や県の補助支援だけでなく、③市当局も自らの問題として捉え、更なる予算を確保するよう要望します。

有害鳥獣対策につきましては、餌付け防止や、柵の設置等の組み合わせで追い払いを行う等を集落ぐるみで実施することが効果的とのことです。高知市には既に鳥獣被害対策協議会がございしますが、鳥獣被害が出ている各エリアにおいて、④被害防止対策のための地区協議会の設立を求めます。

現在鏡地域では、サル防護柵「猿落君」をモデルほ場で設置し、サルの被害防止に取り組んでおられるとのことですが、⑤その効果を検証し、他の地域においても被害防止に取り組んでください。

鏡地区に整備されるイノシシ等処理加工施設ですが、土佐山・鏡地区だけで処理能力が限界で、市内全域をカバーすることができないともお聞きしていますが、他の地域からも施設整備の要望が出ており、⑥市内全域から搬入可能な解体処理施設整備の早急な実施をお願いします。

(回 答)

本市における有害鳥獣による農産物等及び生活環境への被害は年々深刻化しており、これまで被害防止対策に取り組んでいる高知市鳥獣被害対策協議会を支援するとともに、有害鳥獣の捕獲報償金制度や捕獲実施者への支援策を新たに創設し、農産物等への被害の軽減と捕獲従事者の確保に努め、市民が安心して生活できる環境に向けての取組を進めてきております。

しかしながら、これまでは有害鳥獣捕獲申請時にお聞きする各地域における被害状況の集計は行ってきておりますが、専門的な知識を有した者もおらず、その集計結果に基づいた対策を具体的に取ることが出来ておりませんでした。

①このため、平成 26 年度より鳥獣対策専門員を配置し、地域の有害鳥獣の生息状況・被害状況を面的に調査・把握した上で、鳥獣の習性等を踏まえた総合的な対策について、地域の実情に即した取組が行えるよう関係機関と連携しながら検討してまいります。

②次に、狩猟者の確保は有害鳥獣対策を進めていくうえで大変重要なことであることから、平成25年度から有害鳥獣の捕獲に参加実績のある者を対象として、狩猟者としての資格を維持するための経費の一部（狩猟者登録手数料1,800円／猟具種の 1 / 2）を補助する制度のほか、本市に在住し有害鳥獣

捕獲に参加予定で新たに狩猟免許を取得しようとする者に対し、狩猟免許試験予備講習会受講料及び射撃教習受講料の全額補助を行うなどの新たな制度を創設しております。今後は、これらの制度の周知に努め、新規狩猟者の確保や維持に努めてまいりたいと考えております。

③次に、近年県下で課題となっておりますシカによる農林業への被害であります。本市におきましては平成24年度は捕獲実績がありませんでしたが、平成25年度には土佐山地区で1頭の捕獲実績がありました。その他の地区でも目撃情報を受けており、今後は被害拡大も予想されますことから、専門員や関係機関と連携してシカの生息調査等を行いつつ、対策についての検討を進めてまいります。

④⑤次に、有害鳥獣対策につきましては地域ぐるみで「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組を総合的に継続して行うことにより被害を減少することが出来ると考えております。平成25年度には、鏡地域の梅ノ木・増原・小山地区を一つの区域とし、関係機関と連携のもとモデル事業として支援を行いました。その中でサル対策については、JA高知市が防護柵「猿落君」のモデル園を設置し検証を行いました。設置ほ場については被害が無いことを確認しております。集落ぐるみによる総合的な取組については、一定の効果が認められたことから、今後におきましても地域からの要望があれば関係機関と連携して各地域における取組支援を行ってまいります。

⑥最後に鏡地区で整備されましたイノシシ等処理加工施設であります。鏡地区猟友会の構成員が中心となり、地域振興を目的として施設の建設を行いました。他地域からの受け入れ体制も可能とされていますが、搬入時における品質保持の課題もあり、市域全域をカバーすることが出来ないことから、今後、鏡地区の様な地域での取組の要望があれば支援してまいりたいと考えております。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。

農業用水の確保の点では、東部地域においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が求められています。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。

また、長浜地域でも、森林の確保による水源を維持し、保水力を高める必要性が指摘されており、①良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地の排水対策が二十年来の課題となっており、その具体的対応が求められています。

また、春野地域における新川川本線や支線（北山川）の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備は、引続き継続した取り組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、②現地確認のうえ早期対応をお願いします。

高知市は、第二次高知市環境基本計画で自然豊かなまちづくりの政策の中で、施策として農地の保全を掲げています。③農地を守るという視点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な整備計画の策定を、引き続き強く求めます。

(回 答)

①農業用水の確保につきましては、地域毎の地形や水利条件等の特性に応じた対応策を講じる必要があります。中山間部では、配水管の支給による用水の確保や、東部地域などの地下水が塩水化しつつある地域では、用水路流末での揚水ポンプ等による配水施設の整備を実施するなど、今後も地元の皆様方のご意見やご提案などをいただきながら、地域の課題に対応した方策を講じてまいります。

②また、新川川及び新川川支線（北山川）の維持管理、拡幅整備につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）から、「河川堆積土砂の浚渫については、河川巡視や地元の皆様方からの連絡により、治水上問題のある箇所については、浚渫を行っていきます。特に北山川につきましては、堆積している箇所も見られるため測量のうえ、治水上問題のある箇所について浚渫を行っていきます。河道断面内にある樹木については、治水上の観点から必要箇所については適宜伐採を行っておりますが、草刈りについては、地域の環境整備の観点から地域の方々との協力の下行っていきたくと考えています。未整備区間の拡幅整備につきましては、河川整備計画に位置付けられている箇所で、まだ未整備箇所について現在継続的に整備を進めており、今後も引き続き予算要望を行っていきます。」と伺っております。

新川川及び新川川支線の維持管理や拡幅整備につきましては、本市といたしましても重要課題と捉えており、今後も引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。

③最後に、東部地域における湛水防除対策については、排水施設の老朽化等により、各機場の建設当初の排水能力への回復と施設全体の延命化を図るため、平成 25 年度に 4 機場の機能保全計画を策定しました。平成 26 年度も引き続き 6 機場の機能保全計画を策定し、平成 27 年度からの事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

5 中山間地域の農業振興について

中山間地域は、市民の水源としての役割を担っており、棚田や畑などの農地は水源かん養に重要な役割を果たすとともに、自然条件を活かした付加価値の高い農産物の生産など市民から期待をされています。

こうしたことから、都市部の市民生活を支える観点からも中山間地域は重要であります。しかし、近年は若者の流出、少子高齢化による人口の減少に歯止めがかからず、集落機能の低下、耕作放棄地や遊休農地の増加はさらに深刻になりつつあります。若者の流出を防ぎ、中山間地域以外からの移住・定住を促進するためには就労の場の確保が不可欠です。

①耕作放棄地、遊休地対策としての農道、作業道、せまち直し等の基盤整備を図り、就農を促進し、農業者の所得の向上につなげて下さい。

②また、若者ととも高齢者や女性の就労の場を確保してください。

中山間地域には自然条件を生かした、梅・ゆず・四方竹・ハウス茗荷・花卉・ハウスイチゴ・生姜・露地野菜等の有力な生産物があります。こうした生産物の付加価値を高めるため、松山市等には既に市独自で設置されておりますが、③高知市にも同様な専門的施設（農業指導センター）設置と人的配置を検討してください。④また、農産品にかかる情報収集や販売促進等に重要である光ファイバー等の情報通信網の整備を早急におこなってください。

現在、国の制度で地理的条件不利地に対する「中山間地域等直接支払制度」がありますが、⑤より一層の地域発展のために県・市の独自の上乗せを検討してください。

(回 答)

①急峻な農地が多い中山間地域では、生産条件が不利なことから農業生産性が低く、生産者の高齢化、担い手不足、基盤整備の遅れなどによって、耕作放棄地の増加が懸念されております。後継者や担い手の確保の観点からも、営農環境の改善は欠かせないことであり、基盤整備等によってできるだけ労力負荷の軽減を図り、集落を単位とした農業生産組織の育成等を進めていく必要があります。

そこで、本市では、これまで中山間地域等直接支払制度（平成12年度開始）の取組とあわせて、集落営農組織の育成をはじめ、その活動に必要な基盤整備について、県補助金や市単独事業の中山間農業活性化事業などを活用して生産者や団体等の生産活動を支援しておりますが、受益者負担や受益者が3戸以上の要件が必要なことなどから、残念ながら十分に活用されていない状態です。

平成26年度は、中山間地域等直接支払制度（第3期対策）の最終年度にあたりますことから、各集落協定の話し合いの場へ積極的に参加させていただき、制度活用の継続や活用促進における支援策などについてのご意見を聞き、今後の取

組に反映してまいりたいと考えております。

②中山間地域では、農業就業人口に占める高齢者や女性の割合が高く、しかも小規模農家が多いことなどから、若者から高齢者までのそれぞれの年齢層に合わせた農業の振興が求められております。高知市の場合、すでに「鏡むらの店」などの直販店や柚子搾汁施設、筍・四方竹などの加工所、(一財)夢産地とさやま開発公社などの農業関係機関を通じた農産物の販売など、これまでの取組を通じて各地域の特性に応じた基盤や仕組みがあります。これに加えて、本市としましては、(一財)夢産地とさやま開発公社を通じて、中山間地域に適した新規作物の試験栽培や新たに農産物の販路拡大を行なうなど、中山間地農業の将来を見据えた取組を支援しております。行政としては、こうした地域の主体的な生産活動に対しての側面的な支援や地域との連携を大切にしながら、高齢者や女性が元気に働ける環境づくりを進め、集落全体の営農意欲の高揚につなげてまいりたいと考えております。

③次に、生産物の付加価値を高めるための専門的施設の設置と人的配置につきましては、県と密接な連携を取りながら、農業改良普及所や各農業関係機関、さらに作物によっては営農指導員も加わって、専門的なチームとして全体的な機能強化を目指しております。現段階では新たな専門的施設を設ける予定はありませんが、栽培技術の向上など、特化した取組を進める必要がある場合には、それに応じた人的配置も効果的だと考えております。

④次に、光ファイバー等の通信網を整備し運用管理を行うには、一定の導入経費と維持管理等において、相当の負担が必要となりますことから、直接の整備は困難であると判断しており、民間事業者による整備に頼らざるを得ない状況です。このため、昨年10月上旬に、大手の民間事業者2者(NTT西日本、STNet)に対して、鏡・土佐山地域への光ブロードバンドサービスのエリア整備について要望書を提出したところです。なお、近年では、携帯電話等の無線系の高速データ通信サービスを利用したインターネット利用が普及してきており、鏡・土佐山地域の一部においても既に一部の民間事業者のサービスが利用できる状況となっております。この無線系の通信サービスは、光ブロードバンドと同等の速度を持つ通信インフラとして期待されているものであり、鏡・土佐山地域でのエリア整備状況を注視していきたいと考えております。

⑤最後に、中山間地域等直接支払制度につきましては、当事業は国と地方公共団体とが共同で、緊密な連携の下で直接支払いを実施するもので、費用負担についても、国の交付金と一体化した地方公共団体からの交付金の交付となっております。同制度に地方公共団体がさらに上乗せして交付することは考えておらず、高知市としましては、同制度を活用しながら、中山間地域の農業・農村を支える仕組みとして、集落営農の推進を図ることに重点を置いた集落単位の営農活動を支援してまいりたいと考えております。

要 望 事 項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について

市街化区域内農地は、区域内の緑被率の向上による地域の住環境保全や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保全しなければならない地域財産となっております。

特に、近い将来必ず起こるといわれている南海トラフの巨大地震の際には、津波の影響とともに、地震火災の延焼も大変危惧されるところで、これらを防ぐ意味でも市街化区域内農地の果たす役割は大きいものがあります。

しかしながら、市街化区域内農地の農業経営は農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。路線価は年々下落し農地（土地）自体の価値は急速に下がっている現在、農業収益に対して今以上、税負担が上昇すれば地方における農業経営は破綻するため、固定資産税の軽減を図る等、自治体の実態に応じた独自の裁量ができるように国に法改正を働きかけるよう強く要望します。

(回 答)

農業の有益性や農業をめぐる厳しい状況については十分に理解できる場所ではありますが、固定資産税は、財産を所有しているという事実に着目して課される税であり、その評価は総務大臣が定める「固定資産評価基準」により、現況地目ごとにその価格を決定し、その価格を基にして課税額を決定しています。

その中で、市街化区域内の農地の課税につきましては、平成15年の税制改正で課税標準額を3分の1とする特例措置が適用になっており、一定の税負担調整措置がなされているところです。

また、近年の地価下落につきましては毎年市内全域の見直しを行っており、下がっている地域は評価額の引き下げを行っていますが、地域により違いがあるのが現状です。

このような状況の中で、これからも税額が上昇する地域の農地だけ負担調整率の引き上げを中止することは制度上困難です。

ただ、この問題は全国市長会議の中でも論議がなされ、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例等について、税制上の措置拡充を図るよう「農業の振興に関する提言」として取りまとめられ、平成23年から毎年、全国会議員及び関係府省等に提出を行い、その実現について要請を続けております。

また、固定資産税にかかる四国ブロック担当者意見交換会において、高知市の意見として提案を行い、総務省自治税務局の担当者に要望を伝えたところでござ

います。

第81回全国市長会議決定 提言（平成23年6月8日）

第82回全国市長会議決定 提言（平成24年6月6日）

第83回全国市長会議決定 提言（平成25年6月5日）

第83回全国市長会議決定 提言（平成25年6月5日） ※提言内容抜粋

○都市農業振興施策の充実

- ① 都市農業が有する多面的機能を強化し、農業経営の多様化に対応するため、農振農用地区域で認められる土地利用の要件を緩和すること。
- ② 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例等、税制上の措置の拡充を図ること。

2 竹林対策について

竹の被害につきましては、年々広がっていることから、隣接農地等への拡大が深刻な問題となっています。個人での防除対策にも限界があることから、個人や地域での防除対策に対し、①市独自の新たな補助金導入や被害防止対策に早急に取り組んでください。

また、高知市内の企業が県産竹材を用いた製品の製造を行い、事業拡大されるという話があるとのことですが、県外では竹の飼料化や、きのこの菌床利用などの研究成果が報道されました。これはまだ研究成果が出た段階であり、事業化ということではないようですが、今後、②産官学の連携を密にし、竹を原材料とする大規模事業の創設に向けた取組みをお願いします。

(回 答)

①竹による被害防止対策といたしましては、竹の除伐等と竹資源の利活用を促進といった二つの観点で取り組む必要があると考えています。

竹の除伐の促進では、人工林内の竹の除伐を対象とする造林補助事業の活用と市補助金の上積みに加えまして、平成25年度に新設されました地域住民の方が森林所有者の方やNPO法人等と共同で行う森林・山村多面的機能発揮対策事業などの活用を図り、森林所有者の負担軽減に繋がるよう支援して参ります。

②また、竹を原材料として活用する取り組みへの支援につきましては、現在、第2期高知県産業振興計画高知市地域アクションプランへ登載し、竹の利活用の促進を図っているところでありまして、これまでも民間事業者におきまして、自動車用ハンドル素材の生産が順調に推移するとともに、竹シートなどの製造にも

着手し新たに事業所を設け操業が始まるなど、一定の成果が得られている事業もありますことから、今後の事業展開を注視してまいりたいと考えています。

3 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっていますが、排水ポンプの老朽化による排水能力の低下や、重大な問題として、複数企業による土砂の堆積場所となっていることから池の縮小が進み、遊水池としての機能が失われてきています。さらには、境界主張が一部で隣接地権者と合意に至っていない等の課題が残っており、①排水機能向上の水路整備等には未合意箇所の解決が必要条件であり、早急な確定を求めます。

また、過去の台風上陸時にはハウス等が浸水する被害にあったことから、周辺住民は常に浸水不安にさらされています。高知市は、二カ年に渡り、小松沼周辺の土地利用の実態を含めた、仁ノ地区全体の排水基準の調査等を行っていますが、スピード感がありません。地元住民への説明責任を果たすとともに、②本年度中には、仁ノ地区排水対策事業方針を確立し、既存水路の整備並びに水路の新設も含め、早期に事業着手にかかるよう要望します。

(回 答)

①小松沼内の水路につきましては、平成24年9月に隣接地権者と立会を行い、行政財産たる法定外公共物（青線＝水路）との官民境界については合意されておりますが、この法定外公共物に続く県道北側の現況水路部分（登記簿上「池沼」の一部で普通財産）については、境界についての双方の主張に相違があることから、早期の合意は難しいと考えております。

②また、湛水防除事業により整備された仁ノ排水機場につきましては、建設以来30年近くが経過し老朽化が進行していることから、平成22年度から県営基幹水利施設ストックマネジメント事業により実施しておりました、排水施設の機能の延命化につきましては、平成25年度で事業が完了いたしました。

しかしながら、この30年間における堤内外の地形や土地利用の変化などにより、湛水被害の可能性も予測されることから、地元地域の皆様や農業関係者の方々から排水対策の強化について、強いご要望をいただき、内水対策について総合的な検討を進め、平成25年度には排水計画の基本方針を策定し、現在のφ1000ポンプ2台に加え、新たにφ1200ポンプ2台の増設と導水路の整備等を実施することとし、平成26年度はポンプ施設の基本設計と仁淀川導流堤部のボックスカルバートの増設に取り組んでまいります。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食糧自給率の向上について

日本の食料自給率は、1961年供給熱量ベースで78%であったものが、次第に低下し、2010年以降は39%と大きく落ち込んできました。国は2010年3月、食料・農業・農村基本計画を策定し、2020年までに50%へ引き上げるという目標を掲げましたが、現時点でも非常に厳しい状況で、現在協議が進んでいるTPPに加入すれば、国内農業は壊滅的被害を受けると懸念されることから、現状では達成できる見通しは立っていません。2009年主要国の食料自給率では、アメリカ130%、ドイツ93%、フランス121%、イギリス65%であり、食料安全保障に対する取り組み度合いは歴然としているといわざるをえません。

一方国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には93億人に達するという世界的食糧危機が叫ばれる中、中国の穀物輸入拡大報道や、異常気象による干ばつ等では、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国の穀倉地帯は深刻な被害を受けています。このため、生産・輸出国は国内供給の確保を優先させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化するなど、世界の食料争奪戦の危惧が深まっています。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、国内農業の立て直しに総力をあげて取り組むよう引き続き国、県への働きかけを要望します。

(回 答)

昨年度も高知県市長会を通じて要望を行い、平成25年6月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係府省庁等に提出されております。本年度も制度の実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出し国・県に働きかけてまいります。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助し、全額が社会保険料控除の対象となる等、他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者、または、その認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれていません。

将来、後継者ととともに農業経営を担っていくべき配偶者についても補助の対象者となるよう引き続き国への働きかけを要望します。

(回 答)

農業者年金制度の保険料補助については、家族経営協定を締結し経営に参画している後継者の配偶者も対象拡大する要望につきましては、昨年度も高知県市長会を通じて要望を行い、平成25年6月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係府省庁等に提出されております。本年度も制度の実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出し国・県に働きかけてまいります。

3 農業委員会への交付金拡充等について

国は、「農地を農地として維持することに対価を支払う」ことを主な内容とし、農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払制度」及び、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を図る農地の中間的受け皿「農地中間管理機構（農地集積バンク）」の整備・活用を目指しています。

農業委員会は、今後、農地情報の把握と総合的な農地基本台帳の整備強化や、所有者に対し農地中間管理機構に貸す意志があるかどうかを確認する事務など役割が質・量ともに増大が予想されます。

適正な法令事務が遅滞なく執行できるよう、農業委員会事務局体制と農業委員会交付金の拡充を国・県へ引き続き働きかけるよう要望します。

(回 答)

農地情報の把握や農地基本台帳の整備強化等に伴う業務量の増大に対応する事務局体制につきましては、農業委員会事務局とのヒアリングにより業務量の把握に努め、体制等について協議を行いつつ、適正な人員配置を図ってまいります。

また、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するために必要な農業委員会交付金の拡充につきましては、今後、高知県市長会等を通じまして国・県に働きかけてまいります。